

第43号議案

神戸市監査委員条例の一部を改正する条例の件

神戸市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年3月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市監査委員条例の一部を改正する条例

神戸市監査委員条例（昭和39年3月条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「議員」の次に「のうち」を加え、「2人」を「1人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年6月11日から施行する。

理 由

議員のうちから選任される監査委員の数を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市監査委員条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(監査委員の定数等)

第2条 監査委員の定数4人のうち、議員_____から選任される監査委員の数は、2人とする。

のうち

1人

2 略